



# 手当・助成金など

最新の情報は  
こちらから  
ご覧ください



手当・助成金など

## (国保) 出産育児一時金



さいたま市国民健康保険に加入している方に、出産育児一時金が支給されます。

### 対象

分娩時にさいたま市国民健康保険に加入している方(妊娠12週以上であれば死産・流産でも支給されますが、この場合医師の証明が必要)  
※他の健康保険から支給される場合は、さいたま市国民健康保険からは支給されません。  
※直接支払制度などを利用している場合は、支給の時期や方法が異なります。  
※申請期限は、出産した日の翌日から2年間となります。

### 出産育児一時金直接支払制度

出産育児一時金を受給予定の方で、医療機関等の窓口で「直接支払いに合意する文書」に署名し、手続きをすることで、本市から医療機関に出産育児一時金を直接支払うことができます。

### 出産費の貸付

出産育児一時金を受給予定の方で、出産予定日の1か月前、あるいは妊娠4か月以上で医療機関等から出産費用の請求を受けた方に、その受給見込額の8割を限度に貸付を行います。

問合せ 区役所保険年金課国保係 ☎ P41

## パパ・ママ自転車安全推進 サポーター事業



### (3人乗り電動アシスト付自転車購入費補助金)

子育て世代を対象に、3人乗り電動アシスト付自転車の購入費補助金を交付しております。

**対象要件** 年齢が1歳以上であり、かつ、小学校就学の始期までの期間が1年以上ある幼児を2人以上養育している市内在住の方 など

**対象** 幼児二人同乗用の電動アシスト付自転車(自転車安全講習会の受講後に自転車協力店にて購入されたもの)

**補助金額** 3万円を上限とし、自転車の本体価格の2分の1の額  
申込時期・手続き等詳細については、市HPまたは自転車まちづくり推進課へ問合せ

**問合せ** 自転車まちづくり推進課  
☎ 048-829-1398 FAX 048-829-1979

事前  
申込みが必要

要申請、  
審査あり

## 児童手当



中学校修了前までの児童を養育している方に支給されます。(外国人の方も可。公務員の方は勤務先に申請)

**支給額** 支給対象となる児童1人あたりの月額(申請の翌月分から支給)

所得区分	年齢	3歳未満	3歳以上 小学校 修了前	中学生
所得制限 限度額 未満の方 (児童手当)	第1子、 第2子	15,000円	10,000円	
	第3子 以降	15,000円	10,000円	
所得制限限度額 以上の方(特例給付)		5,000円(一律)		

※養育する児童の数え方については、18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある児童のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。

※制度改正により所得制限上限額が設けられます。令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が、所得制限上限額以上の場合、児童手当等は支給されません。

問合せ 区役所支援課児童福祉係 ☎ P41

## 子育て支援医療費の助成



病気やけがで医療機関にかかった場合、医療費の一部負担金を助成します。

※他の制度から給付を受けることができる場合は、本事業からは助成されません。

**対象** 市内在住で、健康保険に加入している0歳から中学校卒業前までのお子様

**助成額** 保険診療の一部負担金(高額療養費は除く)

**問合せ** 区役所保険年金課福祉医療係 ☎ P41

## 未熟児養育医療給付



入院を要する未熟児に対し、指定医療機関において医療給付を行います。

**対象** 出生体重が2,000g以下あるいは身体の発達が未熟なままで産まれた赤ちゃんで、医師が入院養育を必要と認めた場合

**手続き** 出生日を含めて14日以内に区役所保健センターまたは保健所疾病予防対策課へ申請

**問合せ** 保健所疾病予防対策課 ☎ 048-840-2219

## 小児慢性特定疾病医療給付



国が指定した小児の疾病について、医療給付を行います。

**対象** 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原(こうげん)病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患(国が指定した疾病で認定基準を満たした場合)に罹患している18歳未満の児童(継続利用者は20歳未満)

**自己負担額** 市町村住民税額(所得割額)に応じて異なります。

**手続き** 区役所保健センター、保健所にて申請書類を受け取り、必要書類を揃えて提出。医療給付の始期は、申請書類を受付けた日からとなります。

**問合せ** 保健所疾病予防対策課 ☎ 048-840-2219

## 3キュー子育てチケット

埼玉県では、第3子以降の子どもが生まれた世帯に、様々な子育てサービスに利用できる5万円分の「3キュー子育てチケット」を配布しています。

**対象** 令和4年1月1日以降に第3子以降の児童が誕生した世帯

**手続き** 県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kuponn/top.html>)からの申請 または区役所支援課、保健センターで配布している申請書(紙)による申請

**申請期限** 令和5年6月30日まで

**問合せ** 申請について:埼玉県福祉部少子政策課  
☎ 048-830-3269  
利用方法について:埼玉県3キュー子育てチケット事務局  
☎ 0120-39-3192



## 指定難病医療給付



指定難病の治療を受けている方が指定医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等の一部を公費負担します。

**対象** 次の項目をすべて満たす方が対象となります。

- 指定難病にかかっている方  
※疾病ごとの認定基準を満たす必要があります。
- さいたま市内に住所がある方(さいたま市外の方は管轄保健所にお問合せください。)

**自己負担額** 市町村住民税額(所得割額)に応じて異なります。

**手続き** 区役所保健センター、保健所にて申請書類を受け取り、必要書類を揃えて提出。医療給付の始期は、申請書類を受付けた日からとなります。

**問合せ** 保健所疾病予防対策課 ☎ 048-840-2219

手当・助成金など

## 結核児童療育給付



結核にかかり長期入院を必要とする児童に医療費の一部を給付します。

**対象** 18歳未満で、指定医療機関において、結核の治療に長期の入院を要すると認められた児童

**給付額** 結核で入院治療した場合の医療の給付(市町村住民税額に応じて、一部負担あり) 学習及び療養生活に必要な物品を支給(定額)

**問合せ** 保健所疾病予防対策課 ☎ 048-840-2219

## 生活福祉資金の貸付



低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行います。(審査などの結果、貸付できない場合もあります。)

**関連情報** 入学準備金・奨学金貸付→P25  
母子父子寡婦福祉資金貸付制度→P29

**問合せ** さいたま市社会福祉協議会各区事務所  
☎ P41

事前  
申込みが必要

要申請、  
審査あり

## さいたま市住宅ガイド

住まいに関する相談窓口や支援制度などについて、市や国、埼玉県などが実施している様々な施策をまとめた冊子です。

**配布場所** 各区情報公開コーナー 市ホームページでもご覧いただけます。

**問合せ** 住宅政策課 ☎ 048-829-1520 FAX 048-829-1982

